

arrowheadのリニューアルに伴う業務規程等の一部改正について

2015年4月20日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年9月24日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、本年9月24日を予定している株券等の立会取引に係る売買システムであるarrowheadのリニューアルに合わせて、呼値の単位の適正化フェーズⅢとしてフェーズⅠ・Ⅱで新たに設けた細かい呼値の単位を一部見直すほか、複数の呼値による急激な価格変動を抑制するため連続約定気配の表示条件を追加するなど、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正等の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

（備考）

1. 呼値の単位の適正化（フェーズⅢ）

- TOPIX100を構成する株券に係る呼値の単位について、1株の値段が3,000円を超える5,000円以下の場合は1円、3万円を超える5万円以下の場合は10円、30万円を超える50万円以下の場合は100円、300万円を超える500万円以下の場合は1,000円、3,000万円を超える5,000万円以下の場合は1万円に変更します。
- その他の株券に係る呼値の単位については、見直しを行いません。

- 業務規程第14条
第3項第1号

2. 連続約定気配の表示条件の追加

- 複数の呼値による急激な価格変動においても、当取引所が必要と認めるときは連続約定気配表示を行うものとします。
- 当取引所が適当と認める時間内に複数の呼値により当取引所が適当と認める値幅を超えて価格が変動する場合、連続約定気配表示を行います。

- 呼値に関する規則
第11条第1項

III. 施行日

2015年9月24日に施行します。

- ※ 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当社が認める場合には、2015年9月24日以後の当社が定める日から施行します。

以上